

抗原研究会規程

(目的)

第1条 アレルギー性疾患の原因抗原の探索および特異的免疫治療に必要であり、かつ国内では製造および販売されていないアレルゲン製剤を抗原研究会会員の要請に基づいて代行輸入する。

(会員)

第2条 抗原を希望する医師は、抗原研究会（以下「研究会」という。）に要請すれば研究会会員として入会が認められる。ただし、研究会会員がこの規約に違背した場合は研究会会員から除名する。

(事務局)

第3条 事務局は公益財団法人日本アレルギー協会抗原研究会とし、理事長が統括する。

(アレルゲン製剤の代行輸入)

第4条 研究会は下記の代行輸入業務を行う。

- 1 研究会会員の輸入要請に基づき当該会員名で海外の製造販売会社（輸出者）への発注を代行する。
- 2 本邦空港に到着した製品について、厚生労働省が定める『医療従事者が治療に用いるための輸入』として薬監証明の取得を代行する。
- 3 国際輸送業者（乙仲）を通じて通関および配達の手配を代行する。
- 4 輸出者へ代金の支払いを代行する。

(輸入の対価)

第5条 研究会会員は、受領したアレルゲン製剤について輸出者に支払う代金および予め算定された研究会の諸経費の実費合計額を負担する。

(使用責任)

第6条 研究会会員は、受領したアレルゲン製剤について自らの責任において処方・管理等を行い、生じ得る全ての責任を負う。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は理事会の承認を要する。

附 則

- 1 本規約は、公益財団法人日本アレルギー協会として登記した日（平成22年9月1日）から施行する。
- 2 一部改正 令和2年6月1日
- 3 一部改正 令和4年8月29日
 1. 第3条を改正し、第7条（規程の改廃）を追加する。